御大禮と大和

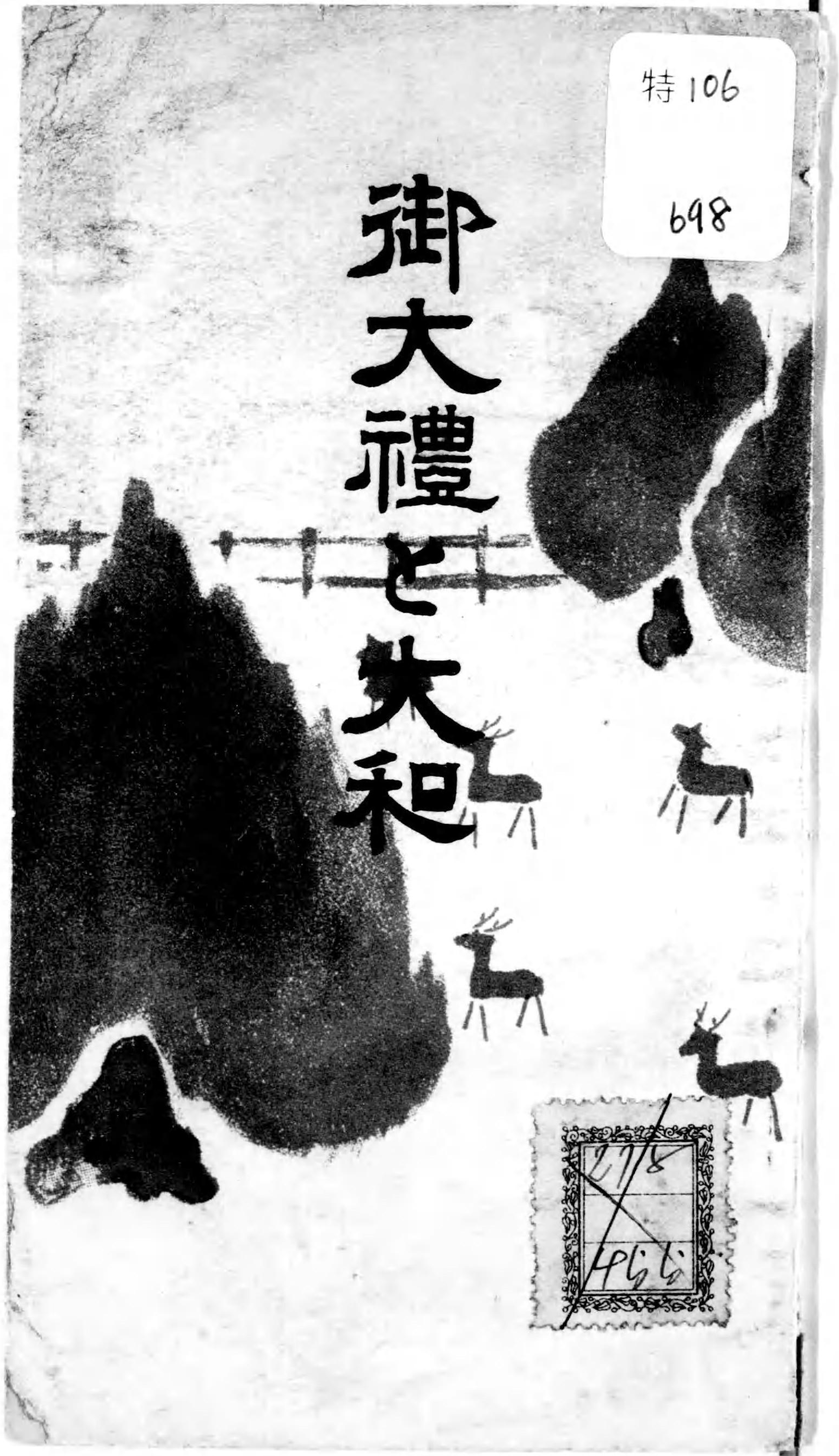

特106
698

始

御大禮と大和

帝國圖書館藏

奈良縣
寄贈本

大正
4.11.8
寄贈

特106
698

緒言

大和は　皇祖發祥の古國にして神代以來　桓武天皇の平安奠都に至るまで御代繼々に宮居坐々たる所なるを以て卽位の儀大嘗の祭を擧げさせ給ひたる土地及び大禮に因める傳說ある古蹟は至る處に散在し其の他歷代　御大禮の奉幣祈願あらせられたる神社寺院の由緒等に至りては實に枚擧に遑あらず是れ豈本縣の誇のみなりと云はんや誠に闔國の瞻仰する所なり畏くも今秋大禮を擧げさせ給ふに當り面り大正の盛儀を拜して遠く建國の古

に遡り是等の史蹟に徴して　皇室の尊嚴と國體の本義とに思ひ至らは忠誠の情轉切なり茲に是等古蹟中の著しきものの數項を略說して以て記念の一端とす

大正四年十一月

奈良縣

目次

頁數

一　御大禮要義……（一）

二　悠紀、主基兩齋田の起原と鳥見靈畤……（五）

三　天香山と神樂の起原……（七）

四　葛木坐火雷神社と波波迦木……（一〇）

五　國郡卜定と火燧木神……（一二）

六　大嘗祭と鳥見の靈畤……（一三）

七　石上神宮と鎭魂祭及び十種の瑞寶……（一四）

八　頭八咫烏と頭八咫烏形大錦旛……（一六）

九　金鵄と靈鵄形大錦旛……（一八）
十　嚴瓮と萬歲旛……（二〇）
十一　御卽位と橿原神宮……（二二）
十二　御卽位式と平城宮址……（二三）
十三　久米舞……（二五）
十四　五節舞……（二七）
十五　國栖舞……（二八）
十六　其他……（三〇）

○御大禮

本年十一月行はせらるべき御大禮は御卽位の禮と大嘗祭との二つにして　天皇御一代一度の大典たると同時に皇室最重の大禮國家無上の盛儀なり

御卽位の禮

天皇の皇位を繼承遊ばさるゝ禮典を兩儀に分たる卽ち御踐祚及び御卽位の禮是れなり御踐祚は古訓に「あまつひつぎしろしめす」とありて新帝の皇位を繼がせ給ふを云ふ御卽位の禮とは新帝の御踐祚後日を期して御親ら賢所の大前に祭祀を行はせられ次いで高御座（たかみくら）に卽かせ給ひ天日嗣（あまつひつぎ）御繼承の御事を更めて帝國臣民に布告せられ世界列國にも御披露あらせらるゝ無二の盛儀

なり此日　天皇先つ賢所の大前に御告文を奉らせられ終りて後更めて紫宸殿に出御高御座に即きまして親しく其の由を詔らせ給ふ茲に内閣總理大臣、臣民を代表して聖德の無疆を奉頌す壽詞の奏とは是なり之を御即位禮の眼目なりとす抑も太古建國の始め天照大神、天孫瓊々杵尊を此の土に下し給ふや親しく三種の神器を授け勅して大統の萬世一系にして皇運の天壤無窮なるを宣らせ給へり因りて歷代相承には先づ三種の神器を奉じ御即位の盛儀を擧げて之を邦家萬民に示させ給ふなり

大嘗祭

大嘗祭は御即位禮後直ちに御代の始めとして　天皇親しく天祖、天照大神を始め天神地祇を新營の悠紀、主基の兩殿に齋き祀りて悠紀、主基二國の新穀を以

て調理せし御饌、神酒、其の他の神饌幣帛を献じて御親祭を行はせられ御親らも之を聞食し續いて群臣百官參列の各國代表者にも大饗の宴を賜ふ御儀にして實に　天皇御一代一度の大祀なり加之神祇奉祀の禮は其の數甚だ多しと雖も大嘗祭に至りては最も古式にして而も尊嚴を極めたる祭禮なり

古史を案ずるに國初天照大神は皇孫を降臨せしめ給ふに當り御親ら五穀の種子を授け給ひて此の豐葦原の瑞穗の國に栽植せしめ給へり仍て歷朝之を播種し給ふに當りては先づ天祖を始め神祇を祭り萬民の爲に之が豐饒を祈り給ふ祈年祭是れなり而して秋季に及び嘉禾を穫給ふや直に報賽の御祭を行はせらる是れ即ち新嘗祭にして之を「にひなめまつり」又は「しんじやうさい」とも云ひ其の新穀を伊勢神宮に供する報賽の御祭を神嘗祭と云ふされば上代に於ては此の新

嘗祭を大嘗祭とも稱へ毎年必ず秋冬の間に行はれたりしが世態漸く複雜に禮典亦多端なるに及び毎年行ふをば新嘗祭と云ひ御卽位禮の後第一に行はせ給ふをば大嘗祭と稱ふるに至れり

始め天祖の此の國を肇め蒼生を愛撫し給ふや先づ衣食住の三を以て人生に於ける生存發展の根本要素となし特に重きを食に置き民庶の爲め其の道を樹立開發し以て天孫に傳へ永く天下に其の德を垂れ給へり然れば此の大嘗祭は畏くも天皇の其の本源を追懷せられ專ら報本反始の叡慮を盡させ給ふに外ならざるなり

御大禮御擧行の御模樣

御大禮御擧行の次第に就きては明治四十二年二月十一日の發布にかゝる皇室令第一號の登極令及び其の附式に於て示さるゝこと頗る詳細なれば此に之を略す

而して悠紀、主基の二ヶ國より奉るべき新穀耕作の齋田は昨年二月點定せられ昨冬第三十五回帝國議會に於ては齋田租税免除法律案及び御大禮經費の審議あり其の後大禮使官制の發布ありて期日は本年四月十九日告示を以て卽位の禮大正四年十一月十日大嘗祭同年同月十四日と御確定あらせられたり

○悠紀、主基、兩齋田の起原と鳥見靈時

恭しく大嘗祭の御儀を窺ひ奉るに古來農を以て我國本となし給ふこと太だ明なり天祖、天照大神天孫を降臨せしめ給ふに當り高天原の狹田、長田に植ね給ひし穀物の種子を採りて陪從の二神天兒屋根命、太玉命に授けて宣はく「吾が高

天原に所御齋庭の穗を以て當に吾が兒にきこしめさしむべし」と是大嘗祭の大本にあらずや其の後　神武天皇四年二月鳥見の山中の靈　時に皇祖天神を祭祀し給ふや特に上ッ小

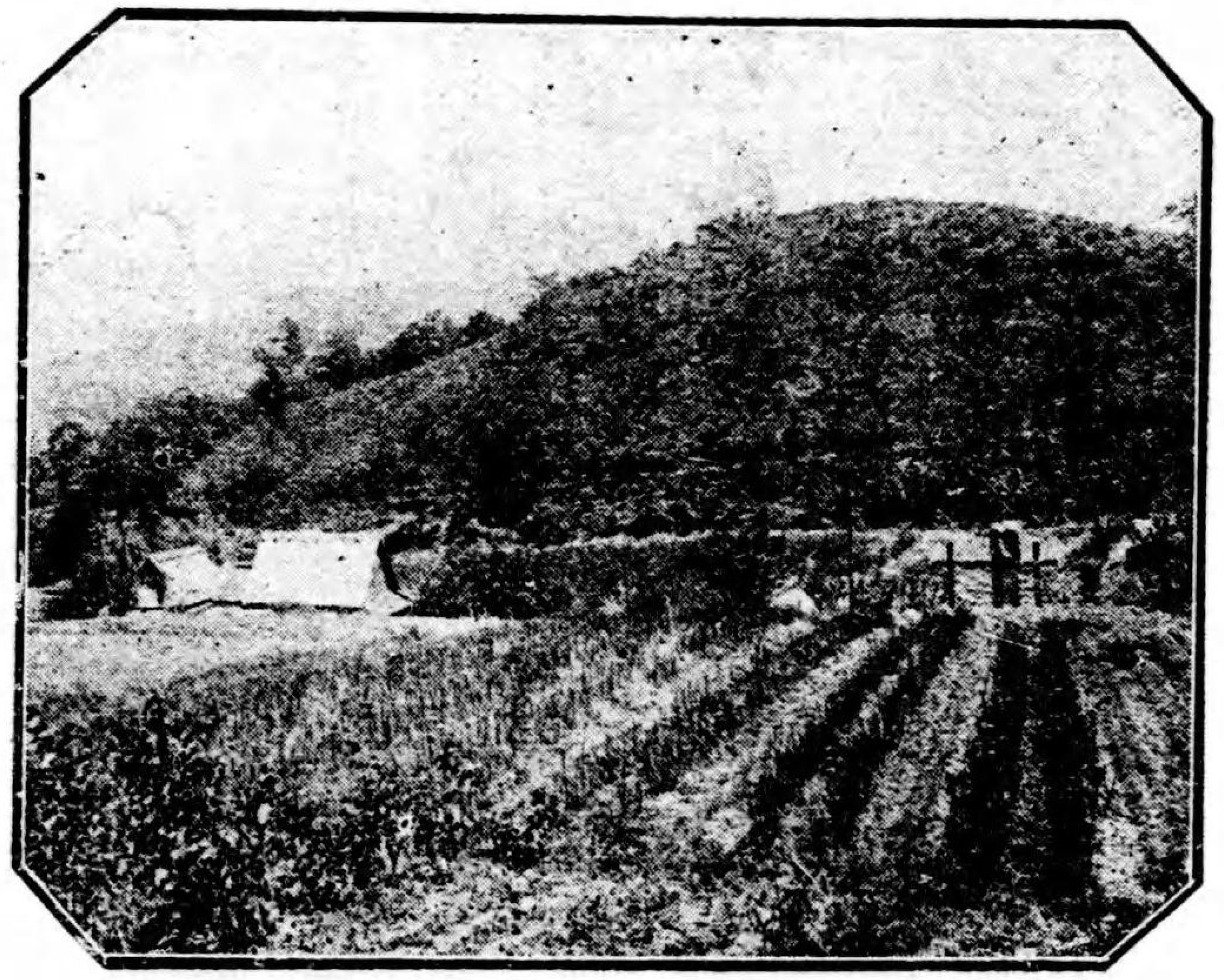

宇陀のさみ山

野榛原、下ッ小野榛原に祭祀の料を栽培し給へり是れ卽ち國土に於ける齋庭の始めなると共に實に悠紀、主基、兩齋田の起原なりと云ふべし卽ち磯城郡鳥見山は鳥見靈時の址なりと傳ふ

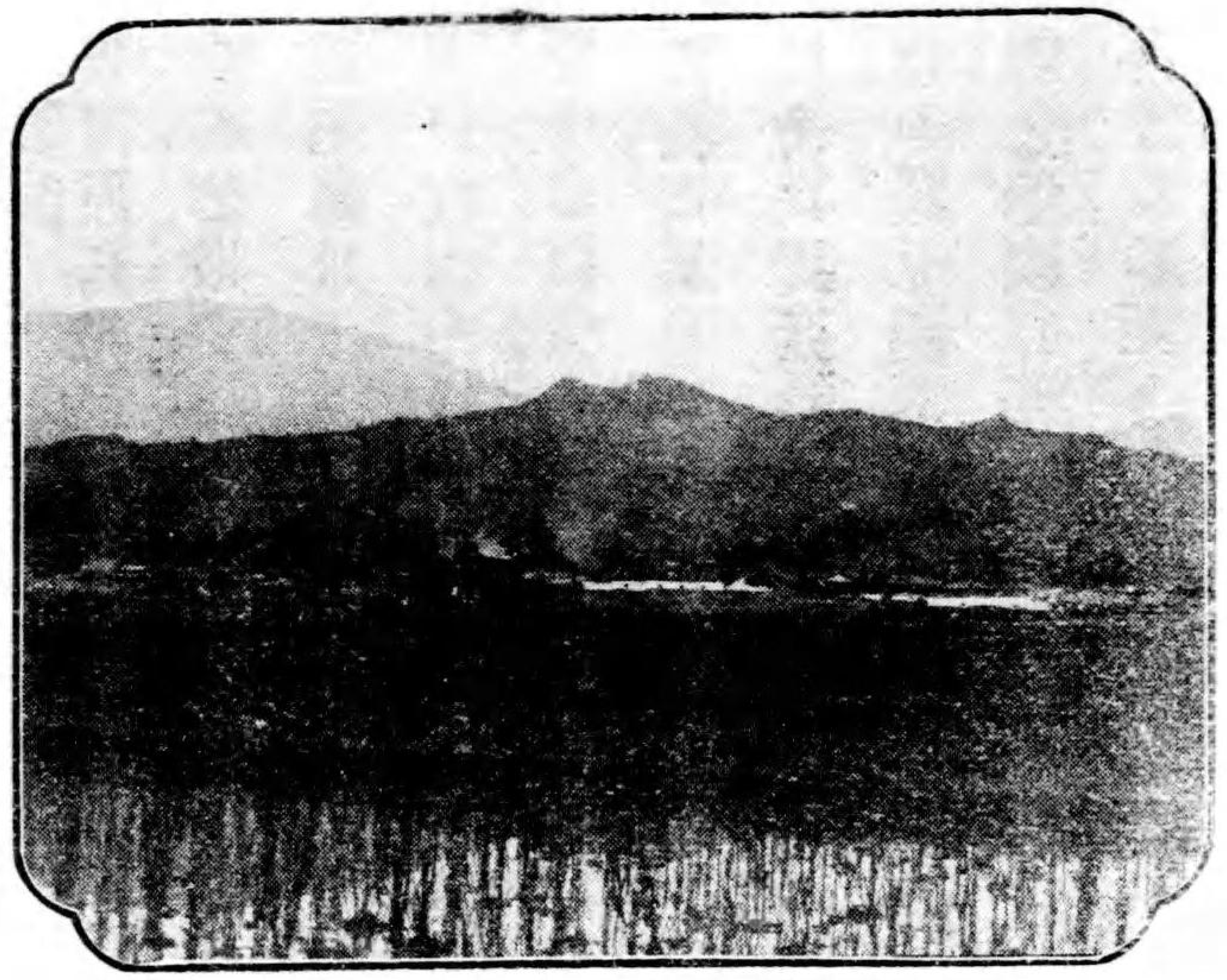

磯城の鳥見山

（附言）鳥見の靈時は磯城郡鳥見山の地なりと云ひ又は宇陀郡榛原町大字萩原に在りと傳ふ目下調査中にして其の孰れが眞なるかは未定なり茲に兩者の寫眞を掲げて參考に供す

○天香山と神樂の起原

天照大神、素盞嗚命の暴行を避けて天の岩戸に隱れ給ひしとき群神憂慮のあまり天

安河原に集會して謝し奉らんことを議す時に思兼神の深謀遠慮により諸部の神各其の事に從ふ中に猿女君の遠祖天鈿女命は天香山の眞坂樹を以て鬘と爲し蘿を以て手繦に掛けて巧に俳優を爲し宇氣槽を覆せ踏み轟かしつゝ顯神明之憑談し終に大神の出御を拜するに至りしかば諸神大に

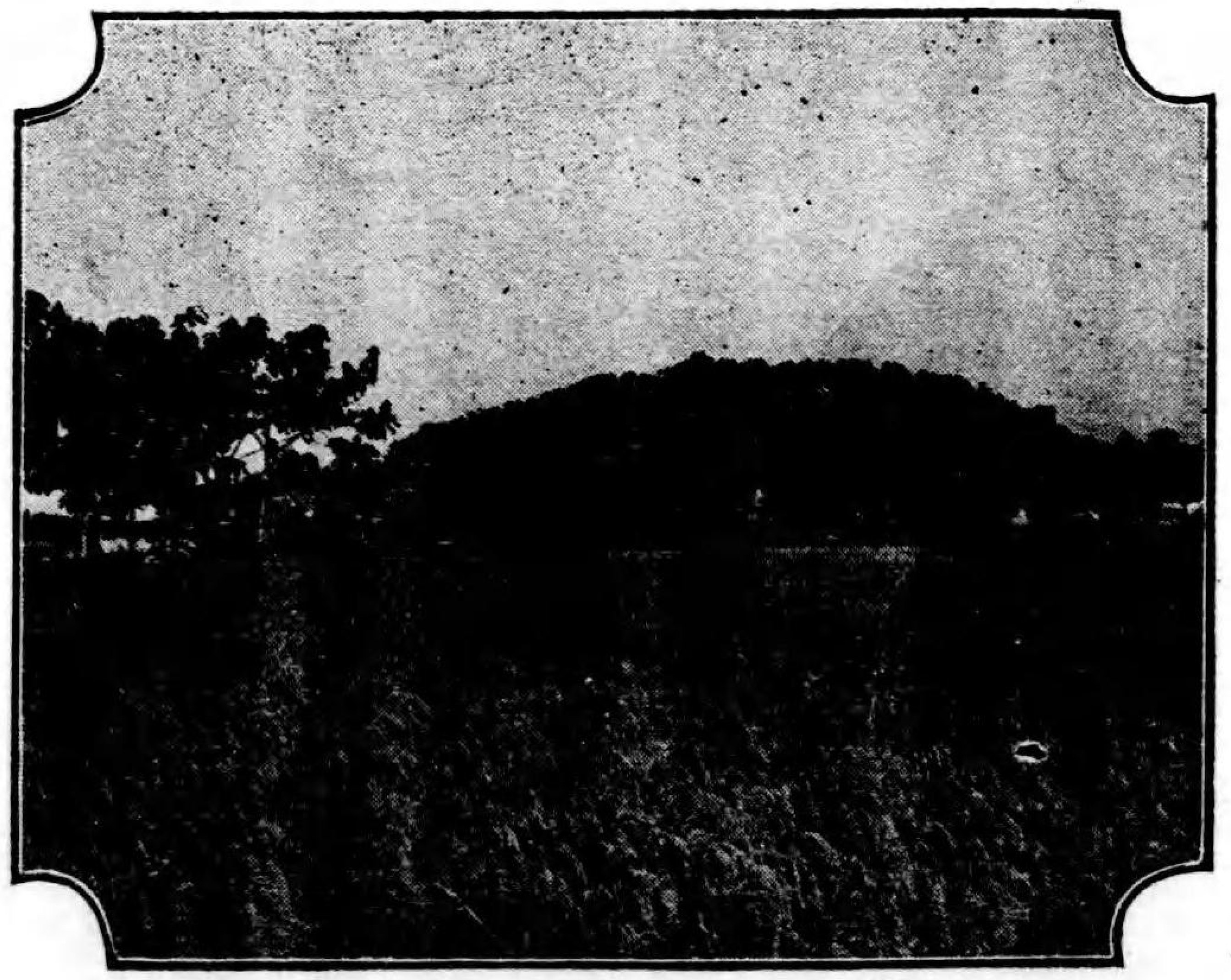

香久山

歡喜し「あはれあなおもしろあなたのしあなさやけおけ」と歌ひて大神を新殿に遷し奉れり鈿女命の行事裝束調

度等は後世に於ける神樂の始めをなし今に傳へて變ることなし御卽位禮後一日賢所御神樂の御儀並に大嘗祭前一日鎭魂の御儀は內掌典の預る所にして眞坂樹鬘の行事あるも亦上記高天原に於ける吉祥に因めるものなり又この天香山は

　神武天皇賊徒御征討中丹生川上に於て天神地祇を祀り給ひし時及び　天皇御卽位四年鳥見の靈時に於て天神地祇を祭り給ひし時何れも此の山の土を採りて祭器を作らしめ給ひたるを初め史蹟上古來有名なるものにして其の所在は今明かに指定するを得ざれども高市の畝傍磯城の耳成と併せて大和三山と稱する磯城郡香久山村の香久山は卽ち古への香山なりとの傳說あり而して此の山今は帝室の御料地たり

○葛木坐火雷神社と波波迦木

古來大嘗祭其の他朝廷に於ける御卜の料として南葛城郡忍海村大字笛吹、鄕社葛木坐火雷神社（一名吹笛神社）より波々迦木を進獻せしことは歷代渝ることなく　孝明天皇嘉永元年に及へり其の由來は神代の昔　天祖　天照大神の天の岩戸に隱れ給ひし時天兒屋根命、天香山の

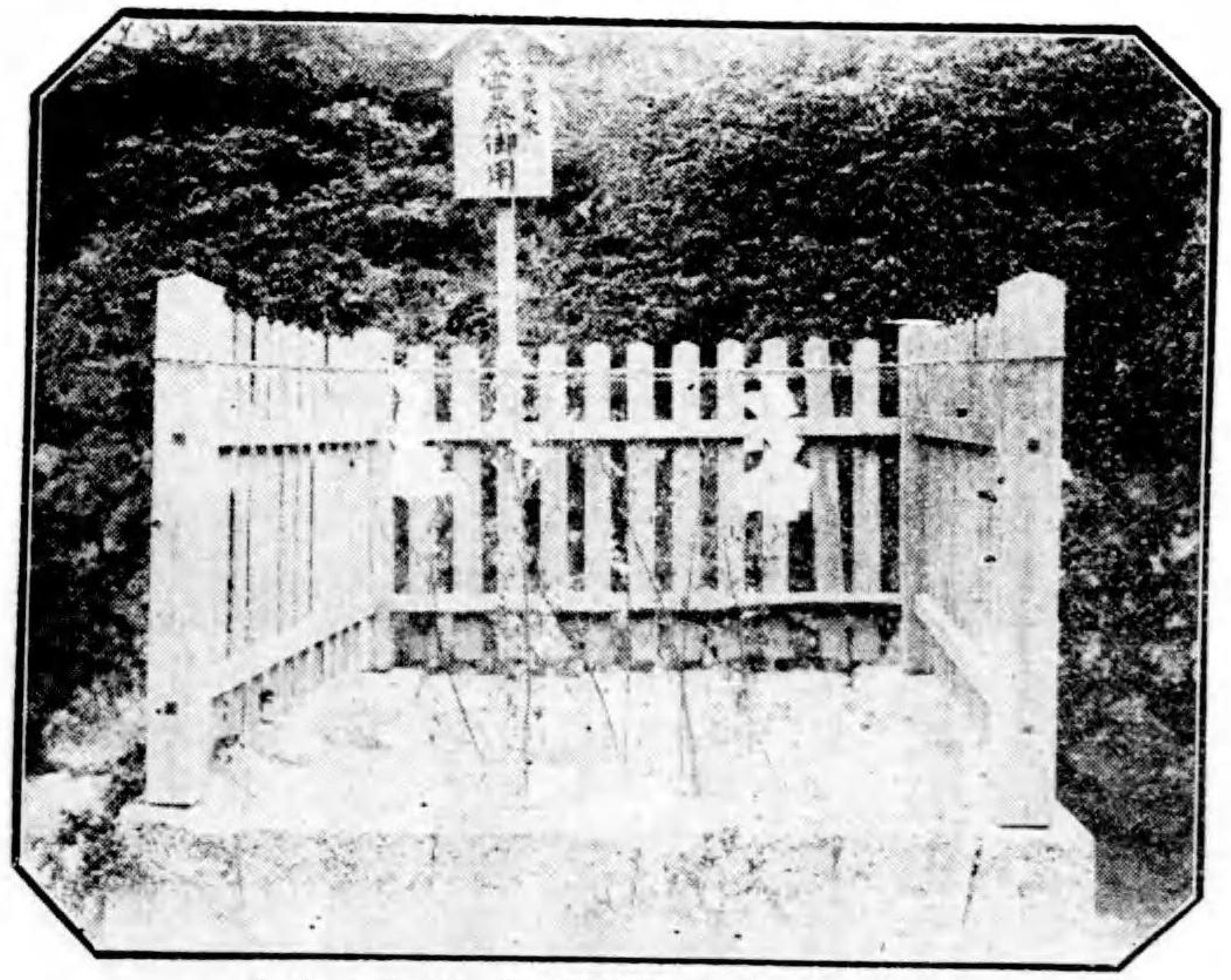

葛木坐火雷神社內波波迦木

眞男鹿の肩骨を內抜に抜きて天香山の波々迦木を燒きて占ひ給ひし故事に基づくものなり昔吹笛神社より波波迦ノ木を奉獻するに當りては神主、祝部等七人葛城山黑水瀧に身滌し該樹の邊に神籬を立て、神祇を祭ると共に仝社を祀り波波迦木を折採りて唐櫃に納む翌朝鷄鳴本殿の祭を奉仕し領主五十の武士を率ゐて之を警護し送りて添上郡大安寺村に至る郡山藩士之を迎へて交代し城南木津川に至れば此處にて禁裏の武士又之に代る其の行列頗る崇嚴を極め何れも晝夜兼行して內裏に納め奉れり而して同社は今は鄕社に過ぎざれども古へは延喜式內の官幣大社にして祭神は火雷神の外に笛吹連の祖火明命の御子天の香久山命をも並せ祀れり

因に云ふ　該樹は今も尙は同社の境內に栽培せり

○國郡卜定と火燧木神

凡そ世界の人類にして穢を忌まさる者なしと雖も我が國の如く深甚なるはなし是れ清淨潔白なる國民性の表現にして就中戸喫を忌避する念の厚きこと他に其類例を見ず彼の

郷社往馬坐伊古麻都比古神社

伊邪那岐、伊邪那美の二神の根國に於ける詰問の條に吾は黃泉戸喫しつと宣り給ひきとあるは即ち穢き國の火を以て煑たる物を食せしにより此の身は既に穢れたりと宣り給ひし義にして今に至るまで神事に於て火の清淨を旨とする所以なり古來御代々々大嘗祭の御儀に於て國郡卜定の際御卜の料たる波々迦木を燒き給ふ火は最も清淨ならざるべからざるを以て今の生駒郡南生駒村大字一分、一に火燧木神と稱ふる伊古麻都比古神社の佐世布木を採りて火燧器を造り以て發火したるものを用ひ給ひしものなり

○大嘗祭と鳥見の靈時

我國は古來祭政一致にして上下貴賤の別なく折に解れ時に當り吉凶禍福を祖靈に奉告す是れ實に日本民族の常典なりとす蓋し　神武天皇御卽位の後四年二月靈時を鳥見の山中に立て皇祖天神を祀り大孝を申べ以て明かに其の範を垂れ給

へり爾來治國と祭祀とは兩翼の如く御卽位の禮と大嘗祭とは必ず相伴ひて之を行はせ給ふ所以のもの實に祖宗の御遺訓に遵はせ給ふ大御心に外ならず億兆の蒼生豈に神を敬ひ祖を尊ばずして可ならんや是を以て鳥見の靈畤は卽ち大嘗祭原始の祥地なりと云ふ

（附言）鳥見の靈畤の位置に就ては悠紀、主基兩齋田の起原の條に述べたるを以て此に之を略す

○石上神宮と鎭魂祭及十種の瑞寶

山邊郡布留の里（丹波市町大字布留）に鎭座 官幣大社石上神宮に配せ祀れる瀛都鏡、邊都鏡、八握劍、生玉、足玉、死反玉、道反玉、蛇の比禮、蜂の比禮、品々物比禮、と云ふ十種の瑞寶は饒速日命天降り給ふに當り天神之を授けて「若シ痛ム處アラバ、此ノ十寶ヲ以テ一、二、

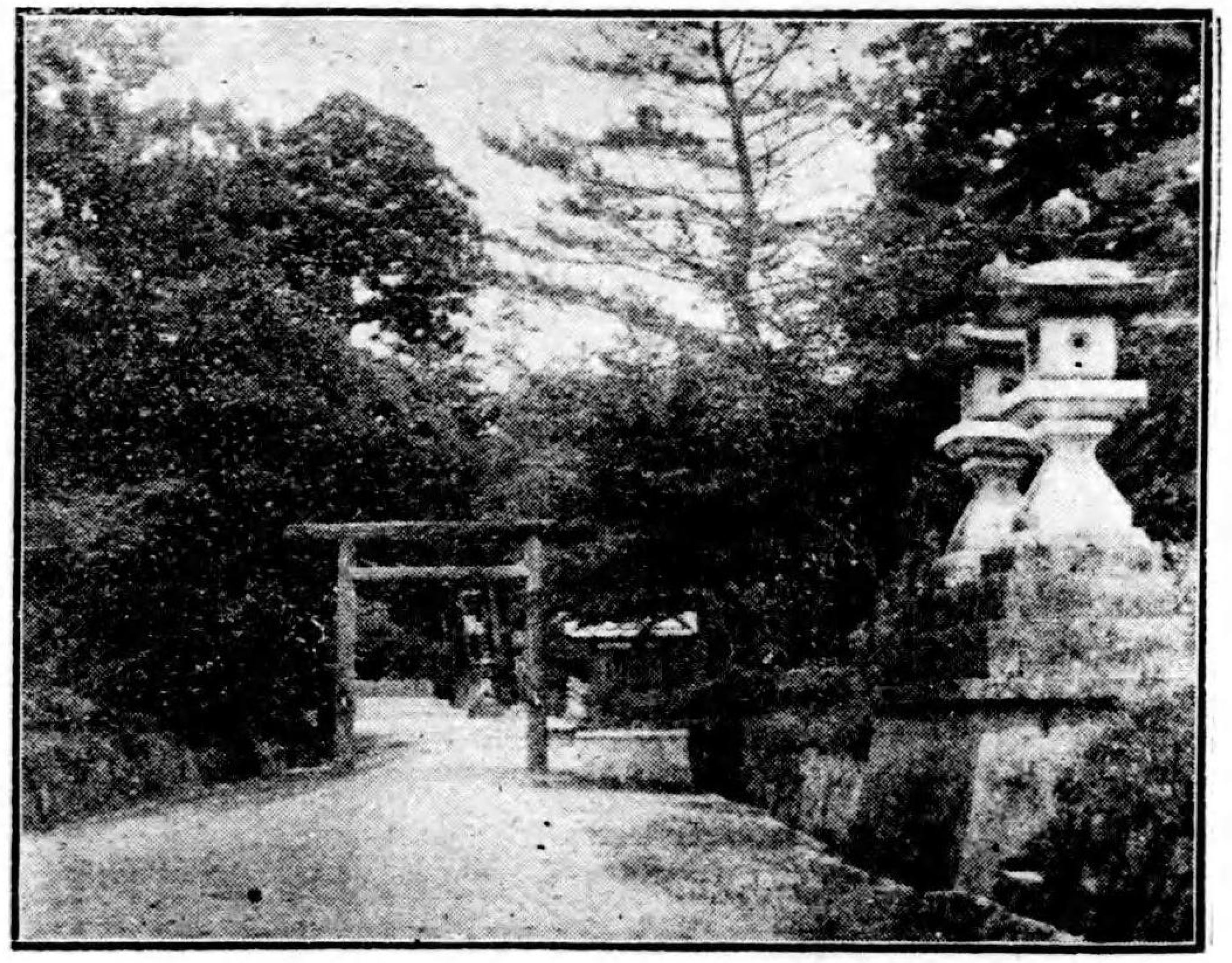

官幣大社石上神宮

三、四、五、六、七、八、九、十、謂トヒテ布留部、由良由良止布留部然シナバ死人モ復タ生キ反リナム」と敎へ給ひしものにして其の子可美眞手命 皇祖神武天皇御卽位元年十一月之を 天皇に献り殿內に奉齋して 天皇、皇后の大御魂を鎭め聖壽の延長を禱り奉り

たり之を鎮魂祭の濫觴とす後　崇神天皇の御代　天照大神を笠縫邑に遷し奉り給ふに當り此の瑞寶は布都御魂大神に配せて山邊郡石上邑に遷し奉り石上神宮と崇め給ひ其の地を布留と稱ふるに至れり、其の鎮魂祭は新嘗祭前日恒例の祭祀にして、又歷代大嘗祭前日に行はせ給ふ、最も莊重なる御儀なり。

○頭八咫烏と頭八咫烏形大錦旛

交通至便なる今日に於てすら紀伊より宇陀に通ずる山路甚深くして晝尙ほ暗し三千年前の嶮惡推して知るべきなり　神武天皇天業恢弘の御爲め千辛萬苦御軍を大和の地に進めさせ給ふや一夜御夢に　天照大神訓へて宣く「吾今頭八咫烏ヲ遣サン宜シク以テ嚮導者タラシムベシ」果して鴨建角身命化して大烏となり飛翔して導き奉ること御夢の如くなりしかば　天皇宣はく「此ノ烏ノ來ルコト自ラ祥夢ニ叶ヘリ大哉赫哉我ガ皇祖天照大神以テ基業ヲ助成シ賜ハントスルカ」と乃ち山を踏んで啓行し遂に中州平定の

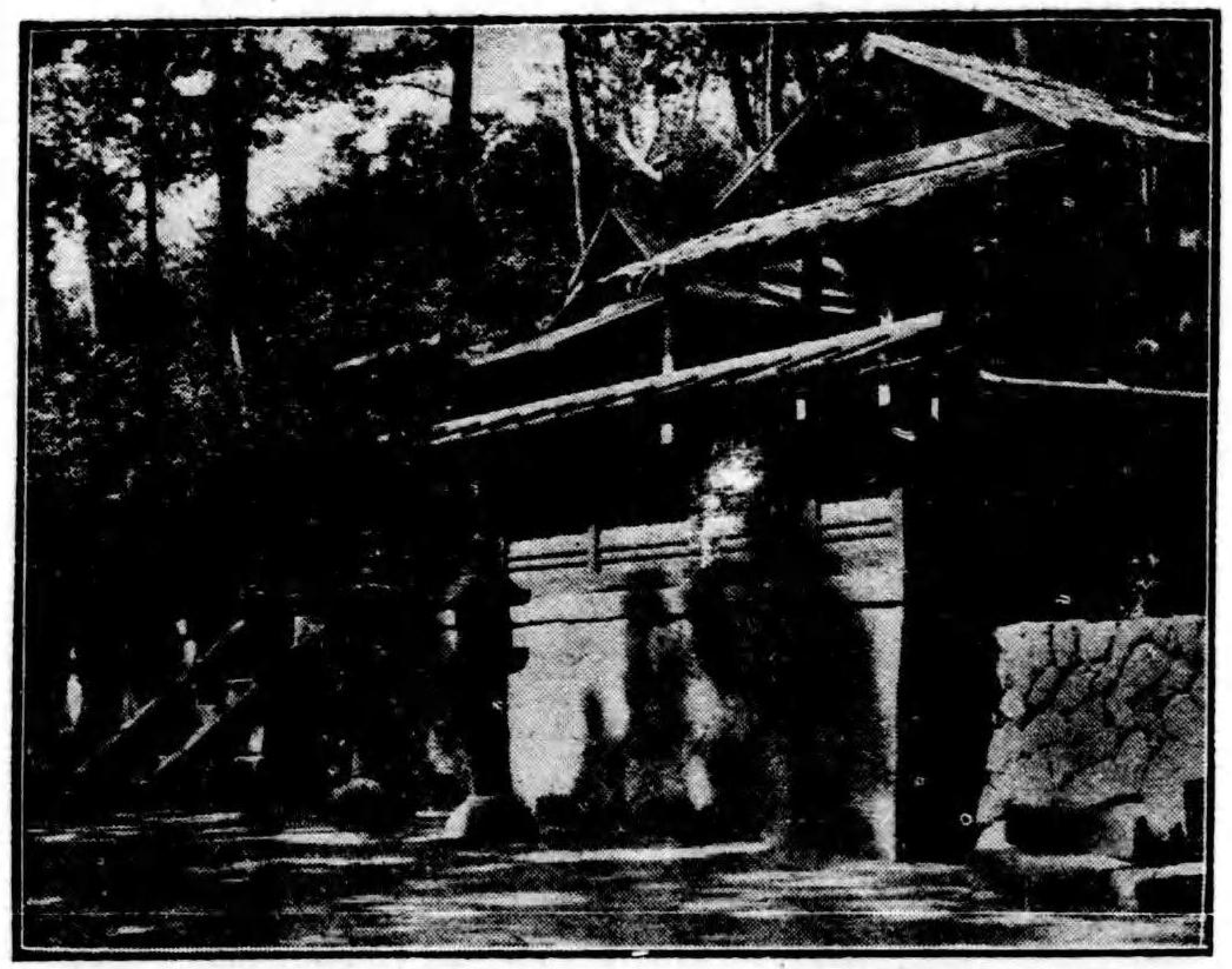

村社八咫神社

大業を舉へ給ふ此くて功を定め賞を行はせ給ふに當り建角身命卽ち頭八咫烏亦厚き褒賞の光榮を荷ひ其の苗裔は山城の葛野縣主に封せられ葛野又加茂を氏とせり今の宇陀郡高塚村八咫烏神社は實に

其の舊蹟なりと傳ふ而して御卽位の禮當日紫宸殿の前庭に五彩の瑞雲の地紋に烏形を現はせる大錦旛を樹てらるゝは御洪業を助け奉りし此の祥鳥を彰はし以て畏き神祐を記念し玉ふ深き御思召に依るものなりと云ふ是れ實に同神社に於ける無上の光榮なりと謂ふべし

○金鵄と靈鵄形大錦旛

天孫瓊々杵尊天神の御神勅の隨々に「おほやまと」の主として日向の高千穗の峯に天降り給ひ天下に君臨し給ひしかど海内偏く王澤に霑はず郡に長あり邑に酋長ありて各相凌轢せり　神倭伊波禮比古命(神武天皇)中國を征討し給ふに當り膽駒山(生駒山)東北一帶鳥見の地に酋長あり饒速日命を奉じて勢最も猖獗なり　天皇之を誅ち給ふ時連戰して勝ち給ふこと能はず時に忽然天陰りて雨氷降り金色の靈鵄飛來りて皇弓の弭に止る其の鵄光曄煌として狀流電の如し是れに由て賊の軍卒迷眩して復た戰ふこと能はず虜遂に降伏せり是れ實に金鵄の建勳に外ならず(金鵄は天神の靈大より降鑒して皇軍を援け給ひしなり)明治の聖代より武勳を表賞せらるゝに金鵄勳章を授け給ふに至れると今秋の御大禮に靈鵄形大錦旛を用ひ給ふとは實に此の瑞祥に基

金鵄發祥ノ傳說地

き給ふものにして畏き極と謂ふべし而して其の金鵄發祥の地は生駒郡北倭村大字上附近ならんと云ふ

○嚴瓮と萬歳旛

官幣大社石上神宮にては往古境内に別殿を建て神酒を釀し大神に献れり舊趾は今に酒殿と云ひ神酒を釀し嚴瓮は今尚寶物として深く神庫に藏す、徑三尺四寸、高さ三尺二寸洵に稀有の重寶なり、今秋御卽位禮の際

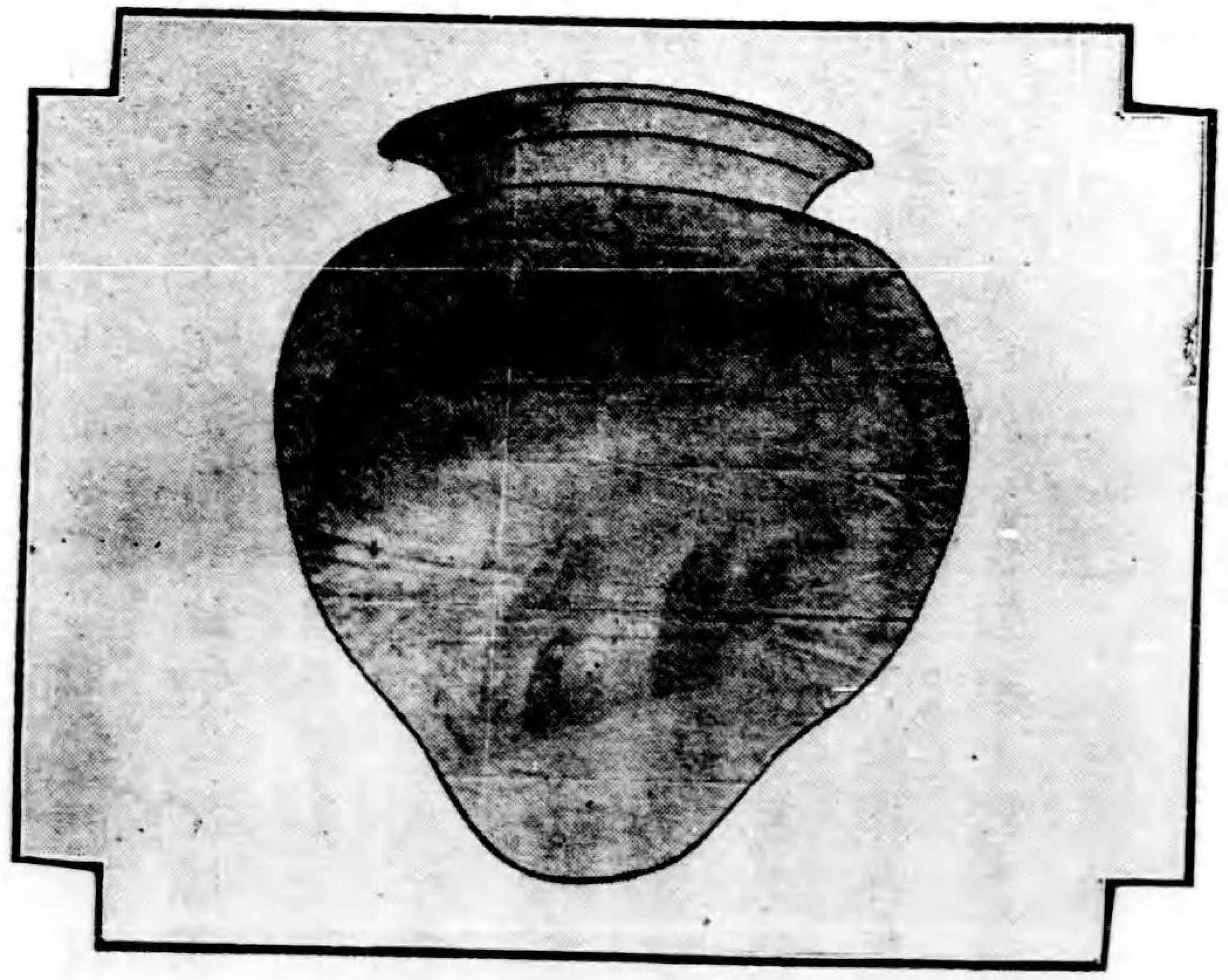

官幣大社石上神宮の嚴瓮

紫宸殿庭上に樹てらるべき萬歳旛の上部に刺繍を以て現はさるゝ嚴瓮の模様は實に此の重寶を模寫せられたるものなりと云ふ、而して其の特に嚴瓮に模様とせらるゝ事の由來は

皇祖　神武天皇八十梟帥を誅ち給ふに當り天香久山の土を取り嚴瓮を造りて酒を釀し天神を祈りて宣はく「吾レ今當ニ嚴瓮ヲ以テ丹生ノ川ニ沈ム如シ魚大小トナク、悉ク醉ヒテ枝葉ノ浮流ルルガ如ク流レナハ吾レ必ズ能ク此國ヲ定メム如シ其レ然ラズンバ、終ニ成ル所ナケン」と乃ち嚴瓮を川に沈め給ふ其の口下に向けり頃ありて魚皆浮き流る　天皇大に喜び給ひ乃ち天神を祭り給ひけるが無幾虜悉く亡び中州平定の大功を成し給ひきと云ふ幸多き故事に基き給ふものなり

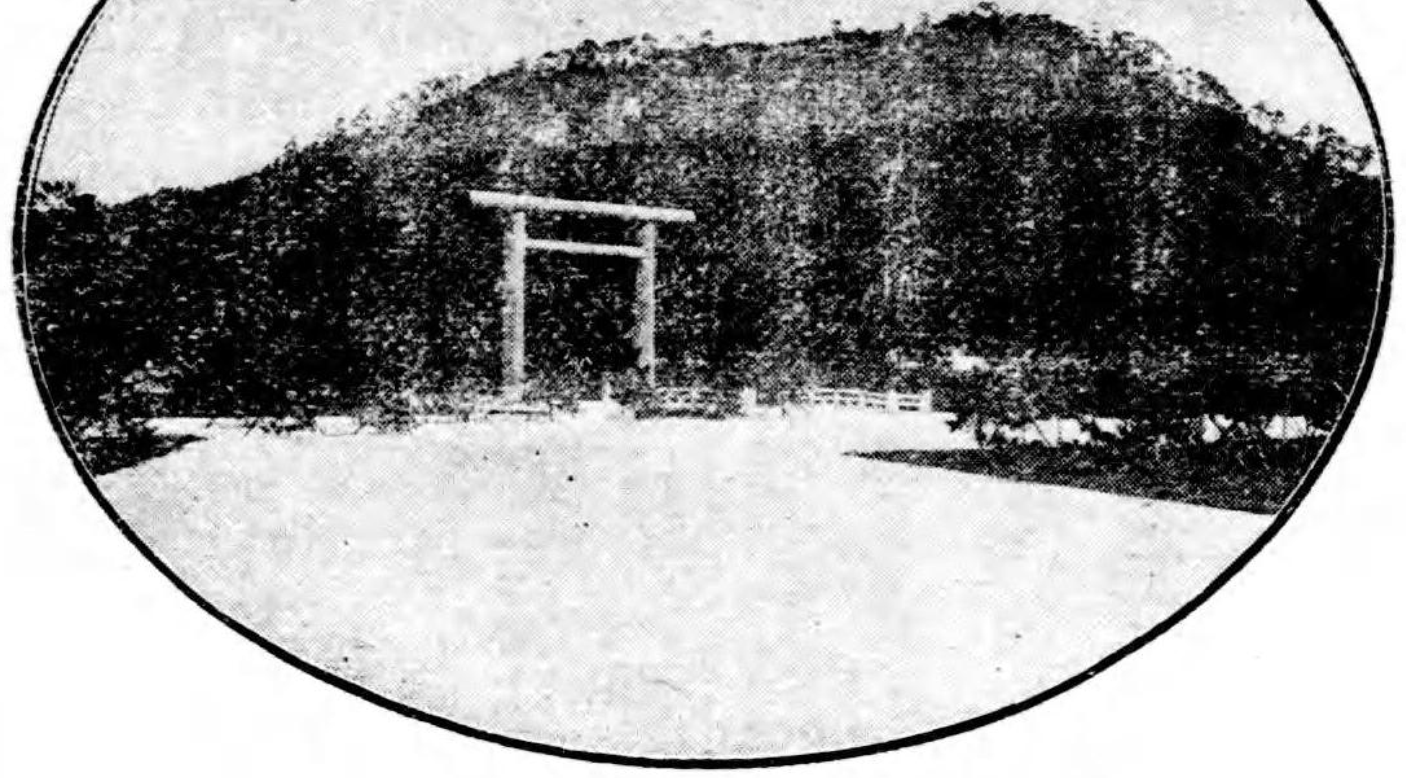

官幣大社　橿原神宮

○御即位と橿原神宮

高市郡畝傍山の麓に鎮座す官幣大社橿原神宮の神域は實に　皇祖神武天皇紀元の第一年御創業の大宮所なり是れより先き紀元前二年中州既に平ぎしかば此の地を相して宮殿を構へ天位に登り給ふ、可美眞手命、內物部を率ゐて御前に侍り道臣命、大久米命は大伴部、久米部を率ゐて宮門を衞り天富命は齋部を率ゐて天璽の鏡、劍を擎げて神殿に坐せ奉り天種子命は天神の壽詞を白す斯くて四方の門を開きて民に天位の尊きと威儀の盛んなるとを示し給ふ是即ち後世に所謂御即位式の始めなり爾來三千星霜、皇統連綿、今や聖德は馬蹄の極まる所に及び王化は船頭の逮ぶ所に至り領土益々擴大す此の盛時に際し橿原神宮の神域は擴張せられ其の第一期工事の大半は既に工を竣ふ自餘の經營今正に進捗中に屬し神威愈々炳然たり

○御即位式と平城宮址

生駒郡都跡村大字佐紀の耕田中に點在する芝生は平城朝大極殿の遺址なり是れより先き歷代屢遷都し給ひしかども大化新政以來唐國風に倣はせ給ひ度制典禮

大に備はり海外の交通等頻繁を告ぐるに至りたれば時世の趨勢に伴ふ中央集權の必要上より大規模の大內裏（だいだいり）を該地に設け給ひ　元正天皇靈龜元年大極殿に於て天津日嗣の高御座に卽かせ給ひ同二年創めて大嘗會（だいじやうゑ）を同殿に於て行はせ給ふ其の壯嚴にして開闢以來未曾有の盛儀なりしことは

あをによしならのみやこはさくはなのにほふかことくいまさかりなり

の古歌を見ても知るべきなり、中古以來此御儀は多くは紫宸殿に於て行はせらるゝの止むなきに至りたれども歴代の聖帝皆此盛典に則らせ給へり今正に御大禮を拜せんとし平城宮址懷舊の念轉た禁ずる能はず

因に云ふ　本縣は　神武天皇の御卽位以來　桓武天皇の平安奠都に至るまで五十代の帝都ありし地なるを以て其の間歴代御大禮式場の址は到

大極殿及朝堂平面圖

縮尺四千分ノ一

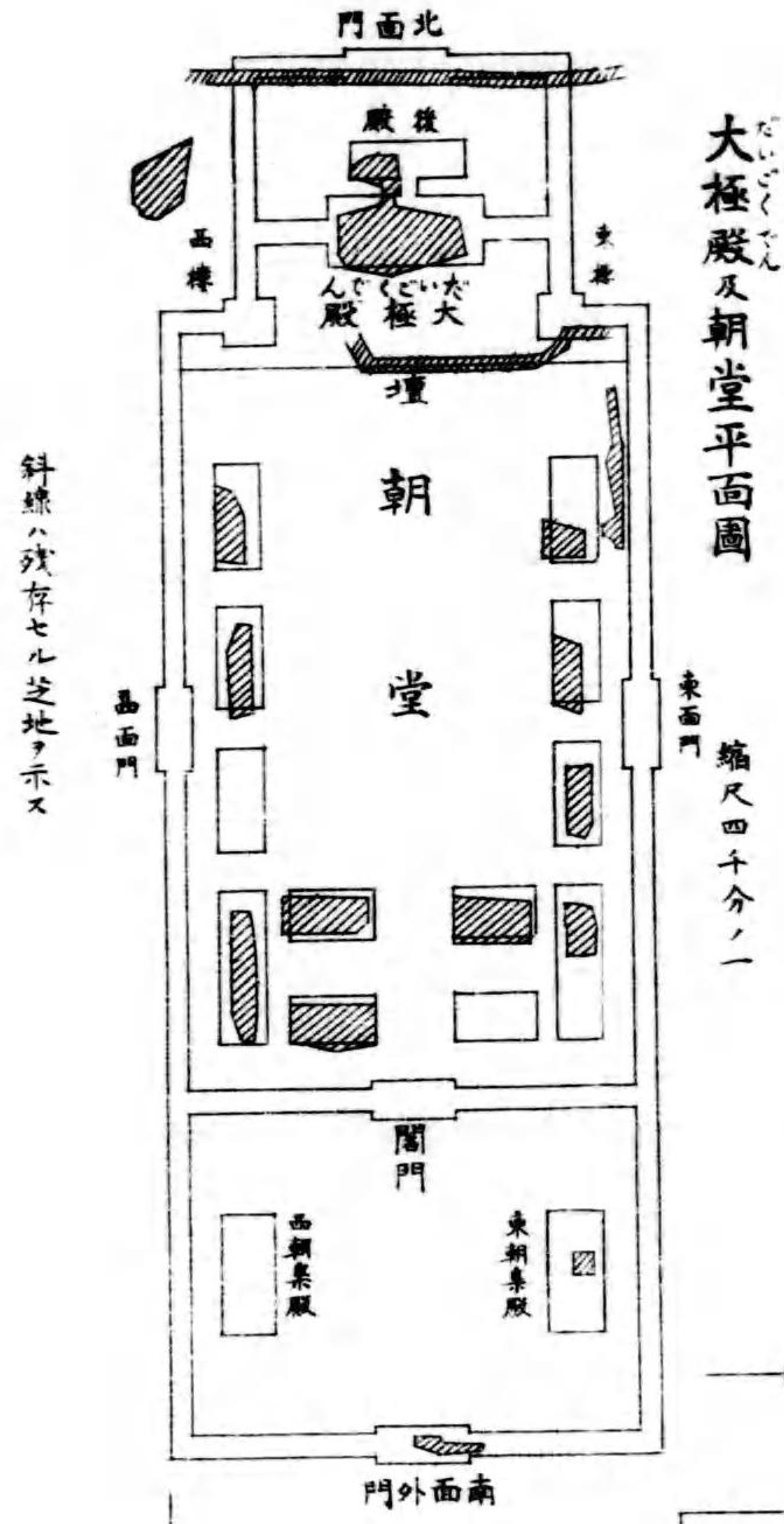

宮城敷地圖

縮尺八千分ノ一

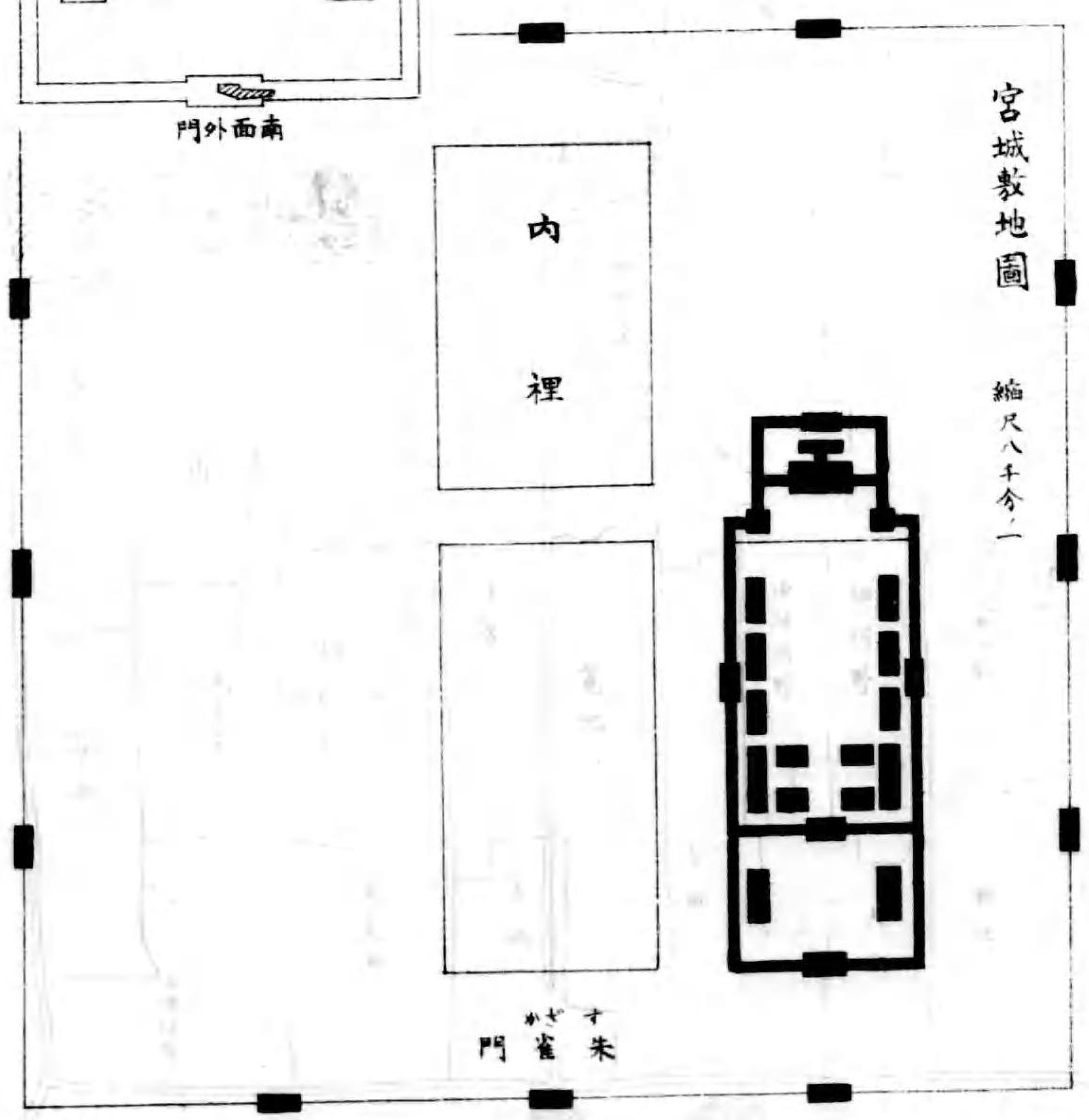

平城宮址及附近平面圖

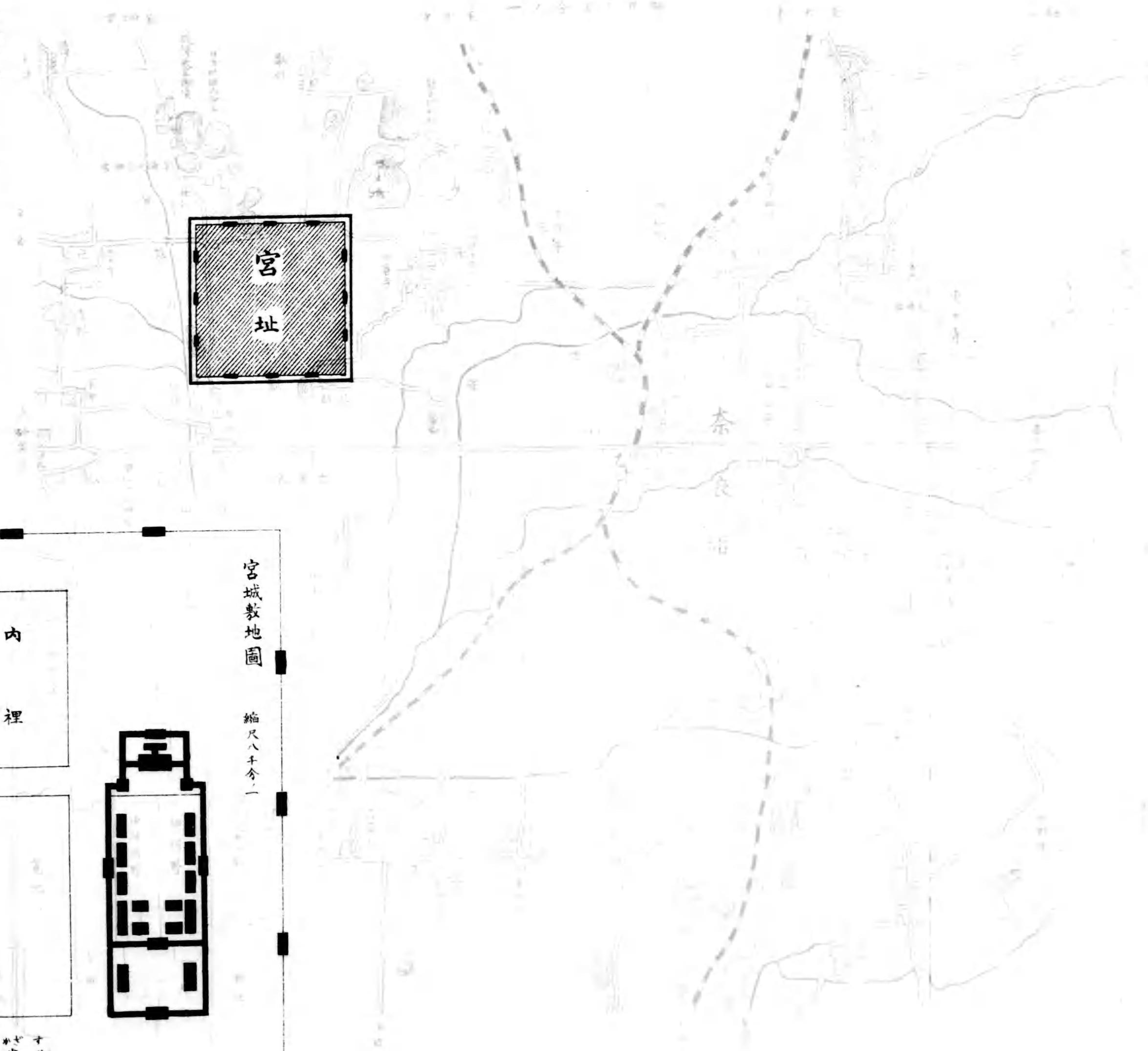

…給ひ　元正天皇靈龜元年大極殿に於て天津日嗣の高御座に卽かせ給ひ同二年創めて大嘗會を同殿に於て行はせ給ふ其の壯嚴にして開闢以來未曾有の盛儀なりしこと

あをによしならのみやこはさくはなのにほふがごとくいまさかりなり

の古歌を見ても知るべきなり、中古以來此御儀は多くは紫宸殿に於て行はせらるゝの止むなきに至りたれども歷代の聖帝皆此盛典に則らせ給へり今正に御大禮を拜せんとし平城宮址懷舊の念轉た禁ずる能はず

因に云ふ　本縣は　神武天皇の御卽位以來　桓武天皇の平安奠都に至るまで五十代の帝都ありし地なるを以て其の間歷代御大禮式場の址は到

る所にあり、然れども平城宮址は我國御卽位の形式の上に著しき革新を見たる唯一の故址なるを以て、之が保存の爲め平城宮址保存會なるもの發起せられ今秋の御大典を記念する爲め保存事業を決行することゝなり、用地二町六段餘歩は既に買收を了し地域の測量施工の設計等總ての準備整頓したれば遠からず竣工を告げ我國の御大禮史上第二次の祥地は不朽に顯彰せらるゝこととなるべし

○久米舞

神武天皇御東遷の砌大和菟田(宇陀)に兄賊兄猾ありしかば　天皇一擧にして之を平定せんと御歌を作りて兵を勵まし道臣命に命じ大久米部をして虜を誘ひて

饗宴を開かしめ給ふ宴酣なるや道臣命乃ち起ちて歌ふ士卒聲に應じて齊しく起ち忽ちにし

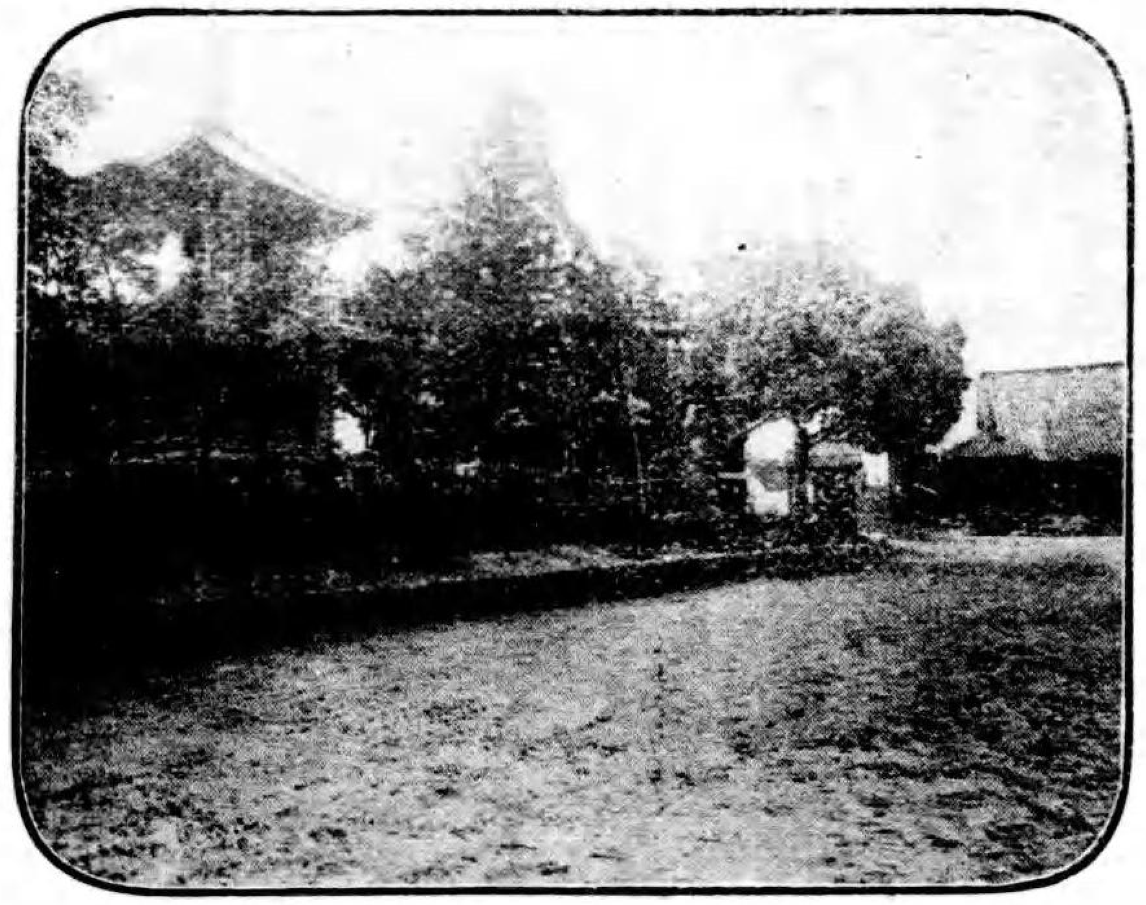

白檮村久米

て悉く虜を誅戮し全軍大に歡ぶ是れ卽ち久米舞の起原にして歷朝御大禮の際豐明の節會に樂曲して奏せしめ給ふの例とはなれり蓋し最古の軍歌なりと云ふべし今の高市郡白檮村大字久米附近は功臣道臣命の邸宅を賜はり其の部下久米部を率ゐて京城守衛の爲めに居住したる所なりと傳ふ

○五節舞

吉野郡吉野川の上流中莊村夏箕川（大字菜摘を流るゝが故に名づく）の下に瀧宮と云ふ地あり是れ古へ吉野宮とて離宮ありしを以て此の名あり　持統天皇此の宮に行幸し給ひし時歌聖柿本人麿之を奉頌して詠める長歌あり其の大意は「天皇ノ統御シ給フ天ノ下ニ國ハ多カレドモ吉野ハ山モ川モ勝レタル所ナレバ大御心ヲ寄セ給ヒテ此所ニ宮敷御座セバ百ノ臣等モ朝夕ニ舟競ヒツヽ我劣ラジト仕ヘ奉ルコトナルガ此ノ瀧ノ宮所ハ此ノ川ノ絶ユル事ナキガ如ク此ノ山ノ彌高キガ如ク彌遠永ク益榮エ行クナルベシ見レドモ飽カヌハ此ノ宮所ナリケリ」と此の祝歌載せて萬葉集に在り　天武天皇或時此の所に御坐ましし時忽然として天

女五人雲に乘りて現はれ琴の調に合せて舞ひ袖を飜すこと五度なりしかば　天皇叡覧ありて「おとめこう　おとめさひすも　からたまを　たもとにまきて　おとめさひすも」と詠ませ給ひきと云ふ是れ五節舞の起原にして今に傳へて大嘗祭の御儀に行はせたまふなり

○國栖舞

國栖部が大嘗祭に參賀して古風を奏するは上代より行はれたる嘉儀なり國栖とは今の吉野郡國栖村大字南國栖の地方を云ふ昔　神武天皇御東遷の砌此の地の民只管忠勤を抽んで後　應神天皇の吉野宮に行幸あらせらるゝや謹みて醴酒を捧げて「かしのふに（白檮生ニ）　よくすをつくり（横臼ヲ造リ）　よくすに（横臼ニ）　かめる（醸シ）　おほみき（大御酒）　うまらに（甘ツラニ）、きこしもちをせ（所聞食）、まろがち（我父）」と謠ひ終りて口を打ち仰ぎて、大に咲ひしかば　天皇深く叡感あらせられき爾來嘉例として大嘗祭の御儀には京に上り風俗の歌舞を奏し御贄を獻りしが天暦の頃よりは古例全く廢し朝廷の官人臨時に之を奏して國栖の奏と云ふに止まりぬ而も其幽雅なる古風は今猶同大字に

徳大寺侍従詠

國栖舞演奏舞殿

保存せられて國栖翁（くにのをきな）の舞と稱し毎年一月十四日產土神（うぶすなのかみ）の廣前に於て舞奏するを例とせり、嚮に明治十年先帝の本縣に行幸あらせられし時畏くも國栖一部同を畝傍に召させられ天覽を給ひ侍從長より左の一首を賜へり光榮と云ふべし

みよしのゝむらの御贄捧けつる
　そのしのきぶりみるそ嬉しき

○其　他

一、官幣大社春日神社は徃古より　皇室は勿論國家の大事ある毎に御祈禱を仰せ出さるゝを例とす。

一、官幣大社石上神宮は物部氏の氏神なり、物部氏は　神武天皇の功臣にして橿原宮に天津日嗣知食しゝ時矛楯を竪て威儀を嚴増（いつくしく）したる宇摩志摩治命の後裔なれば此の故事に基き　御卽位の際弓箭を帶し挂甲を着けて紫宸殿の階下に列する威儀の者の本源たり從て御大禮と神宮とは由緒上深き關係あるなり。

一、官幣大社大和神社は古き官幣の大社にして祭神大國魂神は寳基の衛護を掌り八千矛神は國土の平定を司り、御年神は百穀の豐饒を護り給ふが故に古來皇室の尊崇厚く歷代　御卽位禮には勅使參向奉幣祈願あらせらるゝを例とす。

一、官幣大社龍田神社大和神社と同しく歷代　御卽位禮の砌勅使參向奉幣祈願あらせらるゝを例とす。

一、官幣大社丹生川上神社は上下の二社に別れ上社は吉野郡川上村にあり、下

社は同郡丹生村に鎮座あり而して、上社は嚴瓮と萬歳旛の條に陳べたる
神武天皇賊徒御征討の砌天神地祇を祀り給ひたる靈蹟なりとす。

一、東大寺、興福寺、法隆寺、藥師寺、唐招提寺、秋篠寺等は孰れも鎮護國家の靈場として古來皇室の叡信最も厚く皇室は勿論國家の爲めに祈禱の法要絕ゆることなく特に歷代　御卽位禮に際しては每に祈禱を仰せ出さるゝを例とす、就中唐招提寺は　至尊御受戒の戒師を奉仕したること屢々なり又秋篠寺に於ては古來每年一七日間　玉體安穩國家泰平を祈る爲め大元帥御修法要を執行し　御卽位禮の際は同じく大御修法を行ふを例とし奉れり其他縣下百四十の古社寺に關する巨細の記事枚擧に遑あらざるも煩に過くるの嫌あるを以て之れを略す。

大正四年十一月二日印刷
大正四年十一月三日發行

奈良縣

印刷人　奈良市橋本町三十六番地　乾善兵衛

印刷所　奈良市橋本町三十六番地　奈良明新社
電話長(二四六番)

۲۷۸
۹۵۶

終